

小 千 谷 市
通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 7 年 1 2 月

(令和 5 年 4 月改訂)

小千谷市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「小千谷市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

この会議において、通学路の交通安全確保に関する情報を共有するとともに、対策の検討、進捗状況の確認などを行います。

- ・小千谷市立学校校長会長
- ・小千谷市PTA連合会長
- ・小千谷警察署交通課長
- ・一般財団法人小千谷地区交通安全協会会長
- ・国土交通省北陸地方整備局長岡道路事務所管理第二課長
- ・新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所維持管理課長
- ・小千谷市防災安全課長
- ・小千谷市建設課長
- ・小千谷市教育委員会教育・保育課長

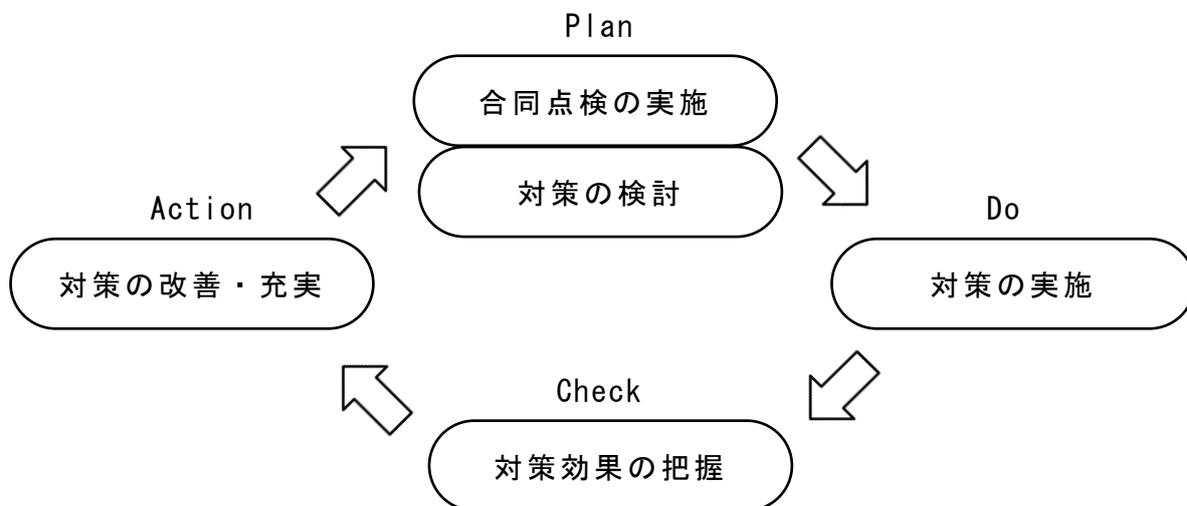
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施【Plan】

○危険箇所のリストアップ

- ・各小・中学校、総合支援学校では、毎年春に通学路の点検をPTA等と連携して実施します。冬季間の危険箇所については、降雪期に学校ごとに実情に応じて実施します。終了後に結果を事務局に報告します。
- ・道路管理者では、日常のパトロール・地域要望等から対策が必要な危険箇所を事務局に報告します。
- ・警察では、日常のパトロール・事故多発箇所等から対策が必要な危険箇所を事務局に報告します。
- ・防災安全課では、地域要望等から対策が必要な危険箇所を事務局に報告します。
- ・その他の推進会議構成機関においても、対策が必要な危険箇所がある場合には事務局に報告します。
- ・事務局は報告を受けたものをリストアップします。（合同点検必要箇所）

○合同点検の体制・実施時期

- ・合同点検必要箇所のリストを基に、学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会等が参加する合同点検を必要に応じて実施します。
- ・ただし、緊急を要するものは、合同点検を行わずに随時対策を行います。

(3) 対策の検討【Plan】

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置などのハード対策及び交通安全教育や防犯パトロールなどのソフト対策など、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施【Do】

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握【Check】

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、アンケート、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実【Action】

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

- ・ 学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。